

独立行政法人北方領土問題対策協会の平成25年度の業務実績に関する項目別評価表

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置											
一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)について、中期目標の最終年度(平成29年度)における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度(平成24年度)に対して、7%削減する。	(1) 中期計画を踏まえ、一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)の削減を図るため、事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行する。	一般管理費の削減状況	計画どおり	—	—	計画を下回る	(単位:千円) 計画額 予算額 決算額 [H24] 42,677 42,677 40,449 [H25] 42,677 42,677 40,449 25年度予算額は、中期目標に基づき、前年度に対して625千円の効率化を図り、中期目標における一般管理費(人件費及び一時経費を除く)の削減目標の達成に向け計画どおりに削減を図っている。なお、決算額についても、予算の範囲内において実施している。 [業務実績報告書18頁、財務諸表66頁参照]	A	A	A	
		事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行したか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				事務局では毎週、札幌事務所では月2回の会議を開催し、職場内の各担当の事務の進捗状況、課題処理の現状等を確認・共有することにより、職員間の意思の疎通を図り、事務の効率的、効果的な遂行に努めた。 また、24年度に引き続き、各種マニュアルの有効活用、LANシステムの更なる充実・整備を行い、グループウェアの効率的な活用による文書の共有化により、文書作成作業の軽減、作業の短縮化、用紙の節約、迅速な情報提供に効果を挙げた。 [業務実績報告書20、21頁参照]	A	A		
業務経費(特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。)については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。	(2) 業務経費(特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。)については、中期計画を踏まえた効率化を図るため、各種支援事業等における節約を引き続き推進する。	業務経費の効率化状況	計画どおり	—	—	計画を下回る	【一般業務勘定】 一般業務勘定における25年度北方対策事業費は、24年度予算額818,037千円(一時経費除く)から1%(8,180千円)の効率化があり、これに新規予算(273,996千円)を加え1,083,853千円となった。なお、決算額についても予算の範囲内で実施している。 【貸付業務勘定】 貸付業務勘定における25年度貸付業務関係経費は、24年度予算額16,950千円(借入金利息、貸倒引当金繰入等を除く)から一般業務勘定と同様に効率化を図り、16,780千円(同)となった。決算額についても予算の範囲内で実施している。	A	A	A	

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		評価項目に記載された各種支援事業における経費の節約を行ったか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				<p>役職員が各種事業に出張時は、原則としてパッケージツアーや割引航空券を使用することで効率的な経費の使用に引き続き努めた。</p> <p>県民会議等に対しては、事業実施場所の公的施設の利用の促進、各種事業の効果的な統合を呼びかけ、節約を要請するとともに、基本的な啓発資料・資材について、協会で一括作成し、提供するなど経費節減と効率的な事業の実施を図った。</p> <p>[業務実績報告書22～25頁参照]</p>	A	A		
人件費については、政府の方針を踏まえ見直しを行っていくこととし、給与水準についても、引き続き適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	(3) 人件費については、政府の方針を踏まえ見直しを行っていくこととし、給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には、その適正化に取り組み、その検証及び取組状況を公表する。	政府の方針を踏まえ、人件費の見直しを行ったか。また、国家公務員との比較指数を定期的に検証し、その結果及び取組状況を公表したか。	同上				<p>役職員の給与に関しては国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人事院勧告に準じて、給与規程の改正を適宜行っているところである。給与水準の適正性について、国家公務員の給与水準との比較検証を行い、国家公務員を100とした場合、当法人は102.1であり、国家公務員の給与とほぼ同水準のラスパイレズ指数である。ただし、当協会の比較対象職員が東京都台東区及び札幌市に在勤していることから、東京都特別区及び札幌市に在勤する国家公務員と比較した地域勘案のラスパイレズ指数を見ると、97.5、学歴を勘案したラスパイレズ指数では98.9、地域及び学歴を勘案したラスパイレズ指数では94.2であり、国家公務員より低い水準となっている。なお、この状況を協会ホームページで公表した。</p> <p>また、諸手当については、国と同様の基準に基づいた規程により支給することとしており、福利厚生費についても、規定に基づいた役員宿舎の事業者負担や予防健診などの業務上必要と認められる範囲においてのみ支出している。</p> <p>[業務実績報告書24頁参照]</p>	A	A	A	

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<p>契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)による。「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月)を着実に実施し、その取り組み状況を公表する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p> <p>また、引き続き一者応札の縮減のため、「1者応札・1者応募にかかる改善方策」(平成21年6月協会決定)に従い、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図る。</p>	<p>(4) 契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月)を着実に実施し、その取り組み状況を公表する。一般競争入札等の実施に当たっては、「契約監視委員会」の議論・点検見直し結果を踏まえ、競争性のない随意契約について一般競争入札への移行等の見直しを行うとともに、一者応札・一者応募の縮減のため、「1者応札・1者応募にかかる改善方策」(平成21年6月協会決定)に従い、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図るものとし、真に競争性が確保されるよう取り組むものとする。</p>	随意契約等見直し計画(平成22年3月)に基づき、随意契約及び一者応札・一者応募の見直しを行うとともに、取組状況を公表したか。	実施	—	—	未実施	<p>「随意契約等見直し計画」に基づき、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募の見直しを行うとともに、ホームページにおいて取組状況を公表している。見直しの対象となった契約の状況については以下のとおり。</p> <p>【競争性のない随意契約】 財務省通知により随意契約が認められている「財務諸表の官報公告」のほか、当協会会計規程において随意契約が認められている(契約の性質上又は目的が競争を許さない場合)「えとびりか」巡回研修事業(往路)(復路)の備船運航業務など随意契約によるものが真にやむを得ない4件について随意契約を行った。</p> <p>【一者応札・一者応募】 「一者応札、一者応募に係る改善方策」に従い、公告期間の長期確保や仕様書の改善などを行った結果、一者応札一者応募の案件はなかった。 [業務実績報告書24、25頁参照]</p>	A	A		
		随意契約によることができる場合の要件を明確に定めているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				<p>会計規程及び契約事務取扱細則において、随意契約によることができる場合の要件として、国と同様の基準を定めている。 [業務実績報告書24、25頁参照]</p>	A	A		
		一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定めているか。また、公告期間の下限を国と同様の基準としているか。	設定	—	—	未設定	<p>契約事務取扱細則において、公告期間・公告方法等について、定めており、公告期間については、国と同様の基準としている。 [業務実績報告書24、25頁参照]</p>	A	A		
		指名競争入札限度額を国と同様の基準としているか。	国と同様	—	—	国と同様ではない	<p>契約事務取扱細則において、国と同様の基準を定めている。 [業務実績報告書24、25頁参照]</p>	A	A		
		予定価格の作成・省略に関して、会計規程等において明確に定めるとともに、作成を省略する場合、省略する理由や対象範囲を明確かつ具体的に定め、省略できる基準を国と同様の基準としているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				<p>契約事務取扱細則において、予定価格の作成・省略に関し国と同様の基準を定めている。 [業務実績報告書24、25頁参照]</p>	A	A	A	
		総合評価方式や複数年契約等契約方法に関する規定について、会計規程等において明確に定めているか。	設定	—	—	未設定	<p>契約事務取扱細則において、総合評価落札方式、及び複数年契約(長期継続契約)に関する規定を定めている。 [業務実績報告書24、25頁参照]</p>	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合、要領・マニュアル等を整備しているか。	整備	—	—	未整備	総合評価落札方式及び企画競争に関しては、取扱要領を整備している。また、公募については、調達の都度、要領を定め実施している。 [業務実績報告書24、25頁参照]	A	A		
		審査体制は適切に整備されているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				随意契約審査委員会、総合評価審査委員会、外部有識者等で構成される契約監視委員会を設置する等、審査体制を整備している。 [業務実績報告書25頁参照]	A	A		
		執行及び審査については、それぞれの役割に応じた事務を適切に実施しているか。	同上				受託事業者を監督・審査する各事業担当と、支出を行う会計担当が、事務処理の各段階において相互にチェックを行うことで、契約事務を適切に実施している。 [業務実績報告書25頁参照]	A	A		
		事務の実施状況について継続的に検証を行っているか。	同上				会計事務の処理方法・内容について、監事及び会計監査人から定期的に監査を受けるなど継続的な検証を行っている。 [業務実績報告書25頁参照]	A	A		
		審査体制の実効性を確保するために、審査担当から理事長に対し報告等を適宜行っているか。	同上				監事及び会計監査人による定期的な監査などの結果について、理事長に対して報告を行うなど、審査体制の実効性の確保を図るよう努めている。 [業務実績報告書25頁参照]	A	A		
		監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けたか。	同上				監事監査において、入札や契約行為が国の基準に基づいて規定されている内規に従い適正に実施されているかどうかについて、契約書等の関係資料のチェックや会計執行者等への聴取を会計担当の事務補助を伴って実施し、その合規性が認められた。また、財務諸表監査の枠内において会計監査人からチェックを受けた。 [業務実績報告書25頁参照]	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<p>「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を踏まえ、法令等を遵守しつつ業務を行い、協会に期待される役割を十全かつ適切に果たしていくため、今後も日常的なモニタリング、監事監査、内部監査等を通じて定期的又は随時に内部統制の独立的评价を実施し、内部統制の更なる充実・強化を図る。</p>	<p>(5) 内部統制・ガバナンス強化については、「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を踏まえ、法令等を遵守しつつ業務を行い、協会に期待される役割を十全かつ適切に果たしていくため、日常的なモニタリングを行うとともに、財務諸表監査の枠内における会計監査人からの意見や「コンプライアンス委員会」からの意見の聴取内容、会計監査人と理事長及び監事との意見交換等の内容を職員に対し周知し、業務を遂行する上での遵守義務を確認するなど、引き続き内部統制・コンプライアンスの充実・強化を図る。</p>	<p>コンプライアンスの推進に関する規定を整備し、その徹底を図っているか。</p>	<p>法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</p>				<p>「コンプライアンス規程」をはじめとする各種規程を整備し、その他関係法令及び内部規程と合わせて、日々の業務において法令遵守を徹底するよう、連絡会議等の場において、職員に注意喚起を行った。 [業務実績報告書21、22頁参照]</p>	A	A		
		<p>定期的な部内連絡会議を実施し、日常的にモニタリングを行っているか。</p>	実施	—	—	未実施	<p>事務局では毎週、札幌事務所では月2回の会議を開催し、都度、内部統制に関する意識の向上を図る等日常的にモニタリングを行った。</p>	A	A		
		<p>財務諸表監査の枠内における会計監査人からの意見及び「コンプライアンス委員会」からの意見の聴取内容、会計監査人と理事長及び監事との意見交換の内容を職員に対し周知し、必要な対応を検討したか。</p>	<p>法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</p>				<p>財務諸表監査において監事及び会計監査人から聴取した意見、「コンプライアンス委員会」において外部委員を含めた委員から聴取した意見のほか、会計監査人と理事長及び監事との意見交換の内容について、連絡会議の機会を捉えて職員に周知し、コンプライアンス・内部統制の遵守に取り組んだ。 [業務実績報告書21、22頁参照]</p>	A	A		
		<p>理事長がリーダーシップを發揮できる環境は整備されているか。</p>	<p>同上</p>				<p>常勤職員17名と小規模な組織であるので、理事長への報告・連絡・相談の徹底を繰り返し喚起している。また、定例の事務局会議などを通じて、常日頃より理事長が組織運営方針等を役員に伝えるなど、その周知と理解に努めることで、常に理事長がリーダーシップを發揮できる環境づくりに努めている。 [業務実績報告書21頁参照]</p>	A	A		
		<p>理事長は、協会のミッションを役員に対し、具体的に周知徹底しているか。</p>	<p>同上</p>				<p>ミッションは法令に明確に定められているので、意思決定に迷いが生じた時には、役員とも常に法令を読み返すよう指導することにより、法人ミッションの周知徹底に努めている。 [業務実績報告書21頁参照]</p>	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		理事長は、協会のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか。	同上				協会が抱える最大のリスクは、国内的には北方領土問題に関する政府の基本方針が転換されて、期中において中期目標の大幅な変更を余儀なくされること、また、対外的には北方四島を不法占拠しているロシア側の対日政策の変更により、中期目標の達成が困難となる事態が生じることである。そのために内的、外的な環境変化に細心の注意を払い、主務府省や関係官庁と密接に連絡を取りながら適切に対処することとしている。 また、自然災害等に関するリスクへの対応については、事業参加者や職員の安全を第一に確保するため最低限の業務を優先的に実施することとしている。なお、四島交流事業では四島の特殊性を考慮し、別途「危機管理マニュアル」により対応している。 [業務実績報告書21頁参照]	A	A	A	
		理事長は、協会の内部統制の現状を適切に把握しているか。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。	同上				理事長は、コンプライアンス規程に基づき、内部統制の現状について、定期的に報告を受けている。また、外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催し、協会のコンプライアンスの状況などについて意見を伺い、現状の適正把握に努めているとの評価をいただいている。 [業務実績報告書21、22頁参照]	A	A		
		理事長によるマネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか。	同上				5年ごとの中期計画と、毎年設定する年度計画をブレイクダウンした各部署単位のアクションプランを詳細に設定している。 [業務実績報告書21、22頁参照]	A	A		
		アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行いその結果を次期アクションプラン及び予算等へ反映しているか。	同上				モニタリングについては、業務全般について総務担当が、会計業務について会計担当が実施している。また、1つのアクションプラン終了ごとに結果を報告させ、その結果を次年度のアクションプランの実施等に反映すべく努めている。 [業務実績報告書22頁参照]	A	A		
		監事監査において、理事長のマネジメントについて検証を行うとともに、把握した改善点等について、理事長及び関係役員に対する報告をしているか。	同上				監事監査の際に検証を行い、理事長を始めとする役員は監事より監査結果の報告を受けている。また、改善の必要があった場合には、早期改善に努めている。 [業務実績報告書22頁参照]	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。	(6) 運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。	運営費交付金について、債務残高を踏まえ、厳格に算定を行ったか。	同上				27年度の運営費交付金の算定については、債務残高を踏まえ、厳格に算定する(25年度は中期計画の初年度であるため)。	-	-	A	
		決算情報・セグメント情報の公表の充実を含め、財務内容等の一層の透明性の確保がなされたか。	同上				会計監査人及び監事により監査を受けた財務諸表及び決算報告書により、法人全体の決算情報のほか、一般業務勘定及び貸付業務勘定に区分したセグメント情報を官報だけでなく、協会ホームページ、各事務所に常設するなどの公表を行っており、公表の充実及び財務内容の透明性の確保に努めている。	A	A		
2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置											
(1) 国民世論の啓発											
① 北方領土返還要求運動の推進 幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、「北方領土返還要求運動都道府県民会議」及び返還要求運動に取り組む民間団体等との連携を図り、全国において各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動が多く都道府県等において適切になされるよう引き続き全都道府県に働きかける。これらの活動水準を100回以上に維持するとともに、支援内容が適切なものとなるよう努める。また、推進委員の適切な配置及び必要な情報の提供に努め、各都道府県との連携を緊密にする。さらに、返還要求運動を強化するため、民間企業と連携した啓発活動についても検討する。 これらの事業の実施による効果は、各都道府県民会議等における啓発事業の実施件数、内容の充実状況、参加数等の状況及び新たな指標として各種大会や講演会等の各事業統一アンケートを事業参加者に対して実施するなどして、適切に把握するよう努める。また、これらの結果や、政府が実施する世論調査等の結果も活用し、性別や年齢、参加経験等、多角的に国民全体の関心度を測定・分析したうえで啓発活動の改善に資するものとする。	① 北方領土返還要求運動の推進 (ア) 全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議(以下「県民会議」という。)並びに返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会(以下「北連協」という。)及び北連協加盟団体等の実施する以下の事業等が年間100回以上に保たれるよう適切な支援を行う。 また、これらの事業の実施による効果は、事業の実施件数、内容の充実状況、参加数等の状況及び各種大会や講演会等の各事業統一アンケートを事業参加者に対して実施するなどして、適切に把握するよう努める。また、これらの結果や、政府が実施する世論調査の結果を活用し、性別や年齢、参加経験等、多角的に国民の関心度を測定・分析したうえで啓発活動の改善に努める。 (イ) 北方領土返還要求全国大会(2月7日「北方領土の日」開催場所:東京) (ii) 県民会議が開催する県民大会、講演会、研修会等 (iii) 北連協及びその加盟団体等が開催する現地(根室市)集会、研修会等 (iv) 北方領土返還要求署名活動、街頭啓発、キャラバン、パネル展等の北方領土返還要求にかかわるその他の啓発活動	支援事業の合計回数	100以上	90~99	80~89	79未満	[支援実績] 県民大会 34回 20,557千円 研修会・講演会 18回 4,229千円 キャラバン・署名活動等 35回 10,276千円 パネル展 43回 3,295千円 北連協等が行う啓発事業 14回 57,562千円 合計 144回 95,919千円 ※キャラバン・署名活動等には、各県民会議の協力により実施した8月、2月の懸垂幕掲出事業の回数が、それぞれ1回の実績として含まれる。 [業務実績報告書 26~42頁参照]	A	A	A	
		助成の支援条件は妥当か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				[支援条件] 返還運動の事業内容が北方四島の帰属の問題を解決して、平和条約を締結するという政府の北方領土問題への基本的立場に合致していること。 [支援対象] 県民会議及び北連協幹事団体並びにこれらの集合体等。 [業務実績報告書42頁参照]	A	A		
		助成の審査は厳格に行われたか。	同上				事業支援については、費用対効果を十分考慮に入れるとともに、常に節約を心がけ効率的、効果的な事業実施が行われるように、事業内容、規模、過去の実績等が、支援条件に合致しているかを確認した上で、支援及びその額を確定している。なお、予定額を超える支援申請があった場合には、増額の理由及び単年度のなものか、継続するものかどうかを聴取することとしており、また新規の支援要請があった場合には、その必要性、効果等を詳細に聴取し、検討することとしている。 [業務実績報告書 42頁参照]	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		啓発事業の効果について、各事業実施団体から、具体的な指標を明示した報告を受けたか。	同上					A	A		
		各事業統一的なアンケートを実施したか。	実施	—	—	未実施	各県民大会や講演会・研修会において、事業の効果や今後の課題を適切に把握するため統一的なアンケートを実施した。 [業務実績報告書42、43頁参照]	A	A		
		国民の関心度を測定分析した上で、啓発活動を改善させたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				アンケート結果や政府で実施した世論調査の結果によると、各種事業への女性や若年層の参加者が少ないこと、若年層の関心を高めるためには、学校教育の充実やテレビ、インターネット等を用いた広報・啓発の充実が必要であること等が判明した。 若年層や女性への関心を高めるため、北方領土問題広報キャラクター「エリカちゃん」を用いた啓発活動を行った。今後は、女性や若年層の事業への参加が多かった都道府県における取組等を参考にしつつ、事業の改善を行う。 [業務実績報告書42、43頁参照]	A	A		
	(イ) 県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。	講師派遣実績	計画どおり	—	—	計画を下回る	県民会議等の開催する県民大会、研修会等の要請に応じて実施する派遣講師を25年度46回の計画に対し、47回の講師派遣を行った。 [業務実績報告書44頁参照]	A	A	A	
	(ウ) 協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を配置し、協会の得た情報の提供を行い、その共有を図り、返還運動の推進を図る。	推進委員の配置人数は適切か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				協会と県民会議、都道府県との緊密な連携を推進するためのパイプ役を担う推進委員を全都道府県に各1名配置している。 [業務実績報告書44頁参照]	A	A		
		各機関の連携は緊密に行われたか。	同上				協会から、毎月の返還運動団体の行事予定、日露関係、最近のロシア情勢に関する情報を提供するとともに、年度当初に開催する推進委員全国会議において活動事例を報告するなどして情報の共有化を図り、各機関の緊密な連携を取り、地域における返還要求運動を効果的、効率的に実施できた。 なお、推進委員には、四半期毎に活動報告書の提出を求め、各都道府県の活動状況等を把握している。 [業務実績報告書44、45頁参照]	A	A	A	

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		推進委員制度を活用し情報共有をした効果がみられるか。	同上				各推進委員の取組みにより、国民世論の啓発に関しては、協会、県民会議、都道府県が一体となって、全国で100回を超える各種事業を毎年滞りなく実施出来ており、また、新たに教育者会議が2県に設置されるなど、地域における返還運動の更なる発展にも寄与している。さらに、四島交流事業でも、訪問団員の取りまとめや、受入事業をスムーズに実施するための土台作りを行うなど、協会の事業を円滑に実施できるよう活動している。 [業務実績報告書44、45頁参照]	A	A		
	(I) 以下の会議を招集するとともに、必要に応じ北連協及びその加盟団体等が実施する会議に参加し、今年度の計画、総括・見直し、課題等を協議する。 ○ 都道府県推進委員全国会議(東京/4月) ○ 都道府県民会議代表者全国会議(11月開催予定) ○ ブロック幹事県担当者会議(11月、3月開催予定) ○ 県民会議ブロック会議(6ブロック)	各会議の開催実績	計画どおり	—	—	計画を下回る	情報の共有化や連携強化を進め、事業の推進を図るため、年度計画で予定した県民会議等の事業の計画、課題等を協議する会議を予定通りすべて開催した。 [業務実績報告書44～50頁参照]	A	A		
		会議の目的を達成することができたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				[都道府県推進委員全国会議] 会議の実施により、事業計画の周知が図られ、県民会議の事業計画との役割分担が明確になった。また、事業実施に当たった問題点をお互い共有することが出来たことは、事業の円滑実施と効果的・効率的に推進する上で有益であった。 [都道府県民会議代表者全国会議] 会議の実施により、政府、協会の下半期、特に2月の強調月間での事業遂行に当たったの方針を確認することが出来た。 [ブロック幹事県担当者会議] 会議の実施により、協会の事業計画等を各県ブロックの幹事である担当県民会議へ周知させることができると共に、各ブロック内県民会議の問題点を共有することが出来た。 [県民会議ブロック会議(6ブロック)] 会議の実施により、ブロック内の各県民会議事業の周知が図られ、問題点を共有することが出来るなど県民会議間の連携が強化された。 [業務実績報告書44～50頁参照]	A	A	A	

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		北連協等が実施する会議に参加し、事業の計画等につき協議したか。	同上					北連協が実施する幹事会に出席し、各加盟団体・協会双方から事業計画の説明を行うとともに意見交換を行い、連携の強化を図った。 [業務実績報告書49、50頁参照]	A	A	
「北方領土を目で見る運動」の一環として、根室地域に建設された啓発施設「北方館」等の充実を図るとともに、保有資産の有効活用の観点から意見箱を設置することにより、来館者からの施設に対する要望等をきめ細かく把握し、これらの啓発施設について、保有目的に照らしてさらなる有効活用が図られるよう検討する。	(オ) 根室地域の啓発施設については、啓発効果の一層の向上を図る観点から、施設の設備整備等を行う。また、啓発施設に設置の意見箱の内容を集約し、施設の有効活用が一層図られるよう検討する。	意見箱の意見結果 (有意義とするものの割合)	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	92.9%(435件) ()内は、有効回答数 [業務実績報告書53、54頁参照]	A	A	A	
		北方館等の啓発施設は保有目的に照らして有効に利用されたか。	同上	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				A	A		
		来館者からの具体的な改善要望の把握状況	同上	これまでの充実策により、来館者の満足度は全体としては高かったが、施設の展示品に工夫が欲しいなどの改善要望があった。 [業務実績報告書53、54頁参照]				A	A		
		改善要望に対する対応状況	同上	要望事項としてあった施設の展示品の充実策として、北方領土問題広報キャラクター「エリカちゃん」をかたどったポストを設置した。その他の要望事項については、予算や管理者等の意見を踏まえ、各施設の充実について検討を行い、次年度以降計画的に改善していくこととした。 [業務実績報告書53、54頁参照]				A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<p>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施</p> <p>(ア) 返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進するため、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうための事業を実施する。</p> <p>なお、事業実施に当たっては、研修会等へ参加した青少年の事後活動を推進・支援するなどして、効果的な事業実施に努め、返還要求運動への継続的な参加を促すよう努める。</p> <p>また、協会が主催する事業については、アンケート調査を実施し、参加者の反応の状況を把握するとともに、年齢、性別、参加経験等を踏まえた分析等をしたうえで、意見を事業に反映させるように努める。</p>	<p>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施</p> <p>(ア) 返還要求運動の「後継者対策」を目的として、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうため、以下の事業を実施する。従前から実施している事業については、前年度の各事業に対する参加者の意見等を踏まえ、内容の充実に努める。</p> <p>なお、事業に参加した青少年には、事後活動の結果報告の提出を県民会議に依頼するなどして、事後活動の推進を図るものとする。</p> <p>また、協会が主催する事業については、アンケートを実施し、参加者の反応の状況を把握するとともに、年齢、性別、参加経験等を踏まえた分析等をしたうえで、意見を事業に反映させる。</p> <p>○ 北方少年交流事業(対象:北方領土元居住者の3世等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)等関係大臣に対し、早期解決を訴える。 ・ 同世代の少年・少女と交流を通じた北方領土研修。 <p>○ 北方領土問題青少年現地研修会(対象:中学生、高校生/根室市)</p> <p>○ 北方領土問題教育指導者現地研修会(対象:中学校社会科担当教諭等/根室市)</p> <p>○ 北方領土ゼミナール(対象:大学生/根室市)</p> <p>○ 北方領土問題学生研究会(対象:大学生/原則年2回)</p> <p>○ 北方領土問題に関するスピーチコンテスト(対象:中学生)</p> <p>○ えとぴりか巡回研修事業</p>	各種研修事業の実施	計画どおり	—	—	計画を下回る	A	A			
		各種研修の内容・方法は適切か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				<p>根室市での各研修では、北方領土を身近に感じてもらうべく、納沙布岬からの視察や元島民の講話などのプログラムとし、地元での報告会や教育者会議で活かせるような内容としており、研修参加者は地域や学校での活動で中心的な役割を果たした。</p> <p>北方少年交流事業では、元島民3世等の北方少年が、関東・甲信越ブロック青少年事業に参加することで、お互いの意識を高めることができ、地域の活動の活性化に役立った。</p> <p>学生研究会は、学生に主体性を持たせることで、返還要求運動への意識を高めさせることができ、後継者育成の観点から非常に効果的であった。</p> <p>北方四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」を用いて、青少年等に対する研修事業を実施することは、非常に啓発効果があった。</p> <p>[業務実績報告書54～60頁参照]</p>	A	A		
		前年度事業への意見等を踏まえた改善・プログラム充実が図られたか。	同上	<p>教育指導者現地研修会では、北方領土に関する先進的な授業を実践している教諭を講師として招き、授業実践を行うプログラムを実施した。</p> <p>北方領土ゼミナールでは、グループディスカッションとグループワークの時間を多く取り、学生が主体となって取り組み、議論を深め、充実した発表を行えるよう考慮した。また、学生が北方領土問題について多角的に議論できるよう、ロシア人の学識者を講師に招き、ロシア側の視点から見た北方領土問題について講義を実施した。</p> <p>[業務実績報告書57、58頁参照]</p>	A	A					
		事業に参加した青少年の事後活動を推進したか。	同上	<p>各事業の参加者を県民会議から受け付ける際に、事業参加後も返還運動(事後活動)に参画が見込めることを条件にすることや、県民会議に対して県民大会等の場において派遣報告の実施等を依頼するなど、青少年の事後活動の推進に努めている。</p>	A	A	A				

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		事業の参加者から次回以降の事業内容の改善に役立つアンケートを実施したか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				アンケート結果は、次年度以降のプログラム策定の際の参考とするため、協会で集約し、整理・保存している。 なお、アンケート結果は事業全体としては概ね良好な回答を得ているが、個別のプログラムに対する設問や自由記述欄を設けるなどして、より参加者の要望を詳細に把握できるようなアンケートを実施しており、要望事項については、その内容を検討のうえ、新たなプログラムに取り入れるなど、事業充実のため有効活用している。 事業の参加者から提出された報告書及び感想文は、参加者の北方領土問題への理解や関心を把握するために非常に有意義なものであり、事業を評価する意見は他の事業への活用を図るとともに、事業に対する要望などは、次年度の事業のプログラム策定に当たっての参考資料として有効活用している。 [業務実績報告書54～60頁参照]	A	A		
		各種研修のアンケートの結果	有意義だったとの回答割合								
		○青少年現地研修会	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	100%(47名) ()内は、有効回答数	A	A		
		○教育指導者現地研修会	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	97%(65名) ()内は、有効回答数	A	A		
		○北方領土ゼミナール	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	94.7%(38名) ()内は、有効回答数	A	A		
		○北方領土問題学生研究会	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	100%(10名) ()内は、有効回答数	A	A		
		○えとぴりか巡回研修事業	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	92.9%(630名(引率者含む)) ()内は、有効回答数	A	A		
		スピーチコンテストの実施状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				青少年や教育関係者への更なる啓発を図るため、全国の中学生を対象としたスピーチコンテストを開催し、全国から6,604件(前年度4,964件)の応募があり、事業の目的を十分達成できた。なお、都内で開催した最終選考会の結果、内閣府特命担当大臣賞1名をはじめ10名を表彰した。 [業務実績報告書59、60頁参照]	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
(イ) 学校教育における北方領土教育の充実を図る環境を整備するため、都道府県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設置と活動に対して全都道府県に引き続き働きかけるとともに、教育者会議へのアンケート等を実施することで、その活動状況を把握し、同会議での成果を教育関係者にフィードバックするよう努める。	(イ) 学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的とする「北方領土問題教育者会議」の設置について未設置の県に対しては、各県の状況等を踏まえつつ、既設置の都道府県における設置経緯、規約及び活動事例等の情報提供といった働きかけ・協力を引き続き行うとともに、既設立会議については啓発資料・資材及び学習教材集の提供、有識者・元島民等の講師派遣といった支援を行う。	教育者会議の設置の働きかけを適切に行い、それを受け、会議の新たな設置があったか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				推進委員全国会議、県民会議代表者全国会議等において、教育者会議の設立について、各県民会議のイニシアティブで、教育の特殊性に配慮しながら、各県の事情も踏まえつつ設立に向けて取り組むよう要請するとともに、県民会議と教育者会議の連携と課題について協議を行った。これを受け、未設置県だった2県(岩手県、群馬県)で新たに設立され、設置県は42都道府県となった。 [業務実績報告書60、61頁参照]	A	A	A	
		設立済みの会議への支援状況及び内容は有益であったか。	同上				各県の教育者会議で開催された研修会等のほか、資料集等の作成、作文コンクールなど教育者会議と県民会議が協力して実施する特別事業及び「北方領土教育実践推進指定校」制度に対して活動支援を行った。 このほか、各県の教育者会議の実践事例等活動状況を他県へ提供した他、資料・資材の供与等を積極的に行ったことにより、授業構成案、教材等が整備され、北方領土問題を授業で取り上げる環境が格段に整ったことは、北方領土教育の効果的、効率的な充実・強化を図る上で有益であった。 [業務実績報告書60～69頁参照]	A	A		
		また、各県の教育者会議間の連携を図るとともに、教材等の成果物の共有化等を進めるため「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催する。さらに、教育者会議へのアンケート等を実施することで、その活動状況を把握し、同会議での成果を教育関係者にフィードバックする。	教育者会議全国会議の開催	実施	—	—	未実施	各県に設立された教育者会議間の連携を図るとともに、今後の取組について協議し、更なる効果的、効率的な発展を目的として「教育者会議全国会議」を計画し、予定通り開催した。 [業務実績報告書70、71頁参照]	A		A
		会議開催の効果	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				各県の教育者会議から活動事例の紹介及び教材等の成果物の提供が行われ、北方領土実践教育のための情報を共有することができ、アンケートでも「全国レベル及び国政レベルでの全体の見方、考え方がよく認識できたのでよかった。この経験を地元で活用したい」との意見をいただき、効果的な事業内容であった。 [業務実績報告書70、71頁参照]	A	A		
		参加者へのアンケート結果 (有意義だったとの回答割合)	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	92.4%(76名) ()内は、有効回答数	A	A		
		会議の成果を教育関係者にフィードバックしたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				会議の成果については、各都道府県において教育者会議を開催し、出席者から会議内容を報告するとともに、あらゆる機会を通じて教育者に会議成果が伝わるよう各都道府県教育者会議に依頼した。 [業務実績報告書71頁参照]	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
	(ウ) 県民会議等が実施する青少年現地視察事業について適切な支援を行う。	事業への支援状況及び内容は有益であったか。	同上				青少年等現地視察団を北方領土隣接地域に派遣し、青少年が自らの目で北方領土を望みし元島民の体験談を聞くことにより、北方領土問題を身近な問題として捉え、返還要求運動を継承してもらうことを目的とする事業に対して適切な支援を行い、25年度は32県民会議において実施された。参加者からは、「実際に目で見ることによって日本の領土であることを再認識した」など大変有意義であったとの評価を受け、北方領土問題を身近な問題として理解する上でとても有益であった。 [業務実績報告書75～77頁参照]	A	A	A	
③ 北方領土問題にふれる機会の提供 北方領土問題についての関心と国民世論を高めるため、国民が北方領土問題にふれる機会の提供に努める。特に、若年層やこれまで協会が実施してきた取組に参加していない国民に対して積極的に機会の提供を行うため、刊行物やパンフレットのほかに、民間企業のノウハウも活用しながら、インターネット等のICTや街頭ビジョン等を用いて、多くの国民の目にふれやすい事業を実施する。 なお、実施に当たっては、北方領土問題やその歴史、北方領土の現状等に関する情報、知識を分かりやすく伝えるよう工夫するとともに、例えば、イベントの参加者へのアンケートやホームページにおける意見募集などにより、参加者等の反応や関心度を自ら把握するよう努める。	③ 北方領土問題にふれる機会の提供 北方領土問題についての関心と国民世論を高めるため、以下の取組を実施することで、国民が北方領土問題にふれる機会の提供に努める。 なお、以下の事業を実施するにあたっては、北方領土問題やその歴史などの訴求内容を事業の特性を踏まえながら適切に判断し分かりやすく伝えるよう工夫するとともに、イベント参加者へのアンケートやホームページにおける意見募集を実施するなどして、参加者等の反応や関心度を把握するよう努める。	各事業の実施	計画どおり	—	—	計画を下回る	北方領土問題についての関心と国民世論を高めるため、年度計画に予定したイベント等を予定通り開催するとともに、フェイスブックやツイッターでも事前の告知や事業の結果を通知するなどホームページによる迅速な情報の発信を行った。 [業務実績報告書78～80頁参照]	A	A	A	
	(ア) パンフレット等の啓発用資料・資材の作成	パンフレット等の啓発用資料、資材の提供方法・内容は工夫されているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				啓発パンフレット・文具等を作成し、全国各地で行われる各種啓発事業等において配布した。 特に、北方領土問題について広く国民世論の啓発を図るという目的から、最優秀賞を受賞した標語を啓発用資料・資材で使用し、多くの国民の目に触れることができるよう効果的な啓発・広報媒体として各種啓発事業において活用した。 さらに「エリカちゃん」の小型マスコットを作製し、配布するなど親しみやすくわかりやすい啓発資料の開発を行った。 [業務実績報告書78頁参照]	A	A	A	
	(イ) 標語・キャッチコピーの募集	標語・キャッチコピー募集事業の実施状況	同上				[標語・キャッチコピー募集] 協会ホームページ、公募専門誌及び関係団体広報誌などで募集を行い、3,481件(昨年度3,756件)の応募があり、最優秀賞1名、優秀賞5名、佳作4名の入賞者を決定した。 [業務実績報告書78頁参照]	A	A	A	
	(ウ) 啓発カレンダーの作成	啓発カレンダー作成事業の実施状況	同上				[ポスターカレンダーの作成] 一般競争(総合評価落札方式)を行い14点の提案がなされ、その中の1点を採用し、11月に作成、12月に配布した。なお、当ポスターカレンダーは、県民会議等の配布先で有効に活用されている。 [業務実績報告書78頁参照]	A	A	A	

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
	(イ) 街頭ビジョン等による啓発	街頭ビジョン等による啓発事業の実施状況	同上				日本の空港乗降客数が最も多い羽田空港内ビジョンにおいて、啓発映像の放映を行うとともに、全国主要都市に設置している啓発広告塔の維持管理を行った。 [業務実績報告書78、79頁参照]	A	A	A	
	(オ) 協会ホームページやSNSを利用して、事業実績などのコンテンツを速やかに更新するなどして情報発信を実施	協会ホームページの更新	月1回以上	—	—	月1回未満	協会のホームページが北方領土に関する情報発信の拠点となることを目指し、インターネット上のニュース記事を協会ホームページ上で配信する「北方領土ニュースコーナー」を新たに開設するなど情報の迅速な更新に努めた。 [業務実績報告書79頁参照]	A	A		
		インターネットや「エリカちゃん」フェイスブック・ツイッターを活用した積極的かつ分かりやすい情報発信の状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				北方領土問題広報キャラクター「エリカちゃん」を主人公にしたフェイスブック及びツイッターを開設し、北方領土関連イベントの事前告知等の最新情報を公開した。また、同キャラクターを主人公とした北方領土の豆知識を紹介する2次元アニメーション動画や、北方領土に関する基礎知識を楽しく学べる北方領土学習コンテンツをホームページに公開し、積極的に情報を発信した。 [業務実績報告書79頁参照]	A	A	A	
	(カ) 国民とりわけ若い世代が北方領土問題に対する関心を高めるための「北方領土ふれあい広場」(仮称)を実施	効果的に事業を展開するに当たり、アンケート調査の実施など必要な工夫・改善を行ったか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				ショッピングモールなどの集客性の高いオープンスペースにおいて、クイズラリー形式による北方領土啓発パネルの展示、特設ステージにて有識者・イメージタレント等による北方領土解説・トークショー、北方領土関連クイズ大会などの参加型プログラムとすることで、来場者の興味・関心を高めるよう努めた。また、各地域の開催に合わせ、テレビ、ラジオ、地元情報誌などを通じて告知広報を行い、世論啓発を促進した。イベント参加者にはアンケートを実施した。 [業務実績報告書80頁参照]	A	A	A	
		全国北方領土啓発イベント「今が」、知るとき。ちゃんと、北方領土。」は国民世論の一層の啓発に効果的であったか。	同上				「本イベントを通じ北方領土問題についてどのように思いましたか」という問いに対して、「非常に関心をもった」、「やや関心をもった」として、北方領土問題に関心をもった参加者は全体の92%となり、国民世論の一層の啓発に効果的であった。 [業務実績報告書80頁参照]	A	A		
		イベントの参加者数	同上				イベントには、家族連れや30代以下の若年層の参加者が多く見られ、全国24道府県において約29,000人の参加者があった。 [業務実績報告書80頁参照]	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
(2) 北方四島との交流事業											
① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業を関係機関・関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。 なお、政府から次代の四島交流事業に関する在り方について方針が示された際には、その方針に基づき、体制の整備、交流手法の見直し及び交流成果の更なる活用に努める。	以下の相互交流事業及び専門家派遣事業については、事業実施後、日本人参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。なお、四島在住ロシア人受入事業参加者についても、アンケートによる意見の聴取に努める。 また、政府から次代の四島交流事業に関する在り方について方針が示された際には、その方針に基づき、体制の整備、交流手法の見直し及び交流成果の更なる活用に努める。 ① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業の実施並びに支援については、引き続き推進する。	交流事業の目的に沿った実施状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。	[協会主催] 一般訪問2回、後継者1回、青少年1回の計4回の訪問を計画し、全て予定通り実施した。 [道推進委員会主催] 一般訪問2回、後継者2回、青少年1回の計5回の訪問を計画し、後継者訪問が2回悪天候のため中止となったが、残りは全て予定通り実施した。 (効果) 北方四島交流事業においては、昨年度に引き続き住民交流会(文化交流と意見交換を併せて行う)を各訪問で実施した。住民交流会の実施に当たっては、事業参加者には北方領土問題の経緯、日本の主張等についての事前研修会を実施した。 北方四島在住ロシア人との交流を行い相互理解を深めた参加者は、北方領土への訪問で得た経験等を各種団体や地元へ広めるため、県民大会等の場において報告を行うなど、返還運動の活性化に大きく寄与した。 なお、道推進委員会の訪問では、元島民が多く参加し、本交流事業の目的に合致した心の通った効果的な交流を行うことができた。 [業務実績報告書81～84頁参照]	A	A					
		訪問・受入事業参加者からの意見募集実施状況	同上	全ての訪問事業でアンケートを実施し参加者からの意見を収集しており、その結果は、両実施団体で集約、整理・保存し、次年度の事業計画を策定する際の参考としている。 なお、受入事業においてもロシア人訪問団に対するアンケートを実施しており、ほぼすべての団員から事業に対して満足しており、今後ともビザなし交流の継続を望んでいるとの回答を得ているが、結果については、内容の分析を行い、事業の更なる充実のための参考として活用している。 [業務実績報告書81～85頁参照]	A	A	A				
		訪問事業参加者から聴取した意見の把握状況	同上	訪問事業におけるアンケートでは、概ね有意義だったという意見をいただいているが、個別プログラムに対する意見や自由記述欄を設けて、要望事項を把握している。それらの内容については、適宜検討を進め、次年度以降の事業の更なる充実のための参考として有効活用している。 [業務実績報告書81～84頁参照]	A	A					

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		訪問事業参加者から聴取した意見の反映状況	同上				訪問事業が形式的な視察で終わらないような工夫が欲しいとの要望を受けて、全ての訪問に元島民の「北方領土の語り部」を参加させ、訪問先の戦前の様子などを説明してもらうことを通して、参加者の領土問題に対する意識をより高めることができた。	A	A		
		政府から示された方針に基づく見直し等の実施状況	同上				「北方四島交流事業の見直しについて」を踏まえ、元島民の語り部の参加、道内と青森県以南に分けた参加者の是正、関心の高い学生や弁論大会の優秀者の参加、文化芸術交流としてのクラシックバレエ講演、国際法学者等学術研究者の参加などを行った。	A	A		
② 専門家交流 専門家による北方四島との交流事業を関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者からの意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。特に、北方四島在住ロシア人に対して、日本語習得の機会を提供するため、日本語講師派遣事業を実施する。その際、日本語講師に対して、報告書の提出を求め、事業内容に反映させる。	② 専門家の派遣 専門家派遣として、教育専門家(中学校社会科教諭)の訪問を青少年訪問と合同で実施する。実施の際には、教育専門家訪問参加者に対しては、報告書を提出させる。また、日本語講師を3島(色丹、国後、択捉島)へ派遣する。実施にあたっては、昨年度派遣の講師からの意見聴取などを踏まえ作成するカリキュラムを実施することとする。派遣終了後には、派遣講師に活動報告書の提出をさせるとともに、派遣メンバーを招集して現地におけるより円滑かつ効率的な指導実現のため改善要望事項等を聴取するための報告会を開催するなど、今後の事業内容をより四島側の要望に沿ったカリキュラムとするよう努める。	専門家派遣の実施状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				[教育専門家派遣] 専門家の派遣事業として、教育専門家(中学校社会科教諭)を青少年訪問事業と合同で、協会(参加者:青森以南対象)主催、道推進委員会(参加者:北海道内対象)主催で各1回計画し、予定どおり実施した。 教育関係者訪問事業を青少年訪問事業との合同事業とすることにより、国後島・色丹島の教育関係者との意見交換、青少年同士の交流など学校全体と訪問団の交流を実施することができた。これらの活動を通じて、島の教育環境や北方領土問題の取り扱いの違いなどを知ることにより、教師及び青少年が北方領土問題に対して一層の理解と関心を深めるとともに、問題解決に向けた環境作りを図ることが出来た。	A	A		
							[日本語講師派遣] 日本語講師の派遣を3回計画し、予定通り実施した。 テキスト選定、カリキュラムの作成にあたり、これまでのノウハウを活用して、効率的で分かりやすい授業にするよう努めてきているが、ロシア人受講者の要望を今後も積極的に反映させ、より一層充実した講義内容とするため、アンケート調査を行った。その結果、日本語の知識を通じて、日本ないし日本人の文化や習慣をより良く知ることができる、など良好な意見が寄せられ、本事業が効果を発揮していることが明確となった。 [業務実績報告書85～87頁参照]	A	A		A

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		教育専門家から提出を受けた報告書の把握状況	同上				教育専門家の訪問事業への参加者から提出された報告書では、学習と啓発や友好促進、相互理解、共同的研究の各視点から、交流の目的に即した事業の方向性に関し提案されており、今後の事業改善に役立つ内容であった。	A	A		
		日本語講師派遣のカリキュラムの見直し、改善状況	同上				事業を効率的・効果的に実施するため、事前打ち合わせ会において、四島側の特殊性を考慮した授業を円滑に行うためのカリキュラムや教材となるよう検討し、事業に反映させた。 [業務実績報告書87、88頁参照]	A	A		
		日本語講師から報告書の提出を受け、報告会を予定通り開催したか。	開催	—	—	未開催	25年度に派遣した日本語講師からは、予定通り事業の報告書の提出を受け、派遣講師を招集した報告会を開催した。 [業務実績報告書87、88頁参照]	A	A		
		今後の事業の効果的実施につながる内容の報告書であったか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				報告書には、25年度の実施結果、次年度以降の事業をより効果的、効率的に実施するための提案等が記載されており、今後の事業実施の際に参考となる内容であった。	A	A		
		今後の事業の効果的実施につながる内容の報告会であったか。	同上				報告会では、報告書に記載された内容をもとに、より詳細な授業や受講者の様子、事業実施に当たっての注意点などが報告され、意見交換ではそれぞれの島での事業の状態を総括的に把握できたことで、今後の事業実施の際に参考となる内容であった。	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
	③ その他 北方四島交流事業の本年度の実施結果を踏まえ、相互理解の一層の推進に向けて、実施関係団体等による協議を行う。	協議は予定通り実施されたか。	実施	—	—	未実施	25年度は、「北方四島交流事業の見直しについて」に沿った四島交流事業の実施細目について検討するべく、実施関係団体、関係省庁出席のもと、検討会を実施するとともに、四島交流事業の更なる活性化のための検討を行うため、返還運動関係者や有識者出席のもと、検討会を実施した。 [業務実績報告書88～90頁参照]	A	A		
		次回以降の事業内容の改善に資することができるよう、協議の内容の分析・活用は適切に行われているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				25年度の実施結果を各団体が共有し、次年度以降も住民交流会がより有意義な実施内容となるべく協議、調整等を行い、実施団体と関係省庁とで今後も統一して作業を進めていくこと等について合意するなど、四島交流の円滑で効果的な推進に向けて日本側関係者の意思統一に大変有効であった。また、「北方四島交流事業の見直しについて」に沿った四島交流事業の実施細目について、日本側関係者の意思統一を行うことができた。また、返還運動関係者や有識者を交えた検討会では、四島交流事業に関する提案、意見が寄せられ、今後の事業実施の際に参考となる内容であった。	A	A	A	
(3) 北方領土問題等に関する調査研究											
調査研究については、返還要求運動や協会が関わるその他啓発活動を的確かつ効果的に推進する観点から、研究テーマ、方法、活用策を検討し、真に必要で有益な調査研究を行う。なお、活用状況を把握するなど、事後における実施効果の検証及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低いものや必要性の低下したものについては積極的に見直し改廃を図る。	北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図るために実施する調査研究については、返還要求運動や協会が関わるその他啓発活動を的確かつ効果的に推進する観点からテーマを検討し、真に必要な調査研究を行う。なお、調査研究の結果については、ホームページ等で公表し、アンケートを通じて活用状況を把握するなど実施効果を検証する。	真に必要なテーマに限って調査研究を実施したか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				返還要求運動者が啓発活動を効果的に推進するため、国民向けに北方領土問題の現状や展望をわかりやすくまとめたレポートを作成した。 [業務実績報告書91頁参照]	A	A		
		調査研究の結果についての返還要求運動関係者等へのアンケートの実施結果及び効果等の検証状況とそれに基づく見直しの状況	同上				調査研究で作成したレポートについて、ホームページにおいて公表するとともにその内容に関するアンケート調査を実施し、すべての方から理解できた、わかりやすいとの回答を得ており、返還運動の参考として有効活用されている。 [業務実績報告書91頁参照]	A	A	A	

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
(4)元島民等の援護											
① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援 (ア) 元島民等が行う研修活動や署名活動等を支援する。	① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援 (ア) 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。 また、元島民等の団体が行う返還要求運動等に対して支援を行うとともに、元島民の後継者の育成及び組織連携の強化、活動の推進等を目的とした元島民の後継者が行う活動について支援する。	「北方地域元居住者研修・交流会」の開催	計画どおり	—	—	計画を下回る	元島民等の相互の連帯を一層強化するために開催する「北方地域元居住者研修・交流会」を計3回計画し、計画どおり開催した。 [業務実績報告書92、93頁参照]	A	A		
		研修・交流会の開催により望ましい効果を得られたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				この研修・交流会に参加した元島民は、返還要求運動の担い手として果たす自らの役割を再確認するとともに、元島民間の連携強化を図ることができ、今後の返還要求運動の推進に効果的であった。 [業務実績報告書92、93頁参照]	A	A		
		元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する適切な支援の内容	同上				○署名活動への支援 署名用紙の印刷、全国から寄せられた署名の編纂、管理、署名簿の製本に対する支援のほか、元島民等が中心となって行われた署名活動に対しても適切な支援を行った。 (参考) 平成25年度における署名収集数 1,030,449人 ○返還要求運動への支援 北方領土への関心や理解を広めるため、千島連盟各支部が実施した一般市民、町民を対象とした「この目で見よう！北方領土」(厚岸)、「FMラジオを利用した啓発運動」(根室)、「北方領土返還要求署名運動」(羅臼)、「市民と語る北方領土」(富山)等の研修会、啓発活動等の事業、延べ25事業に対して支援を行った。 [業務実績報告書93頁参照]	A	A	A	
		元島民後継者の活動に対する支援の内容	同上				元島民の高齢化に鑑み、元島民の想いを今後の返還運動の中心となる後継者に繋げるため、千島連盟が実施した後継者活動を促進するためのセミナー・研修会の実施、後継者をメンバーとしたキャラバン隊啓発活動の実施等の7つの元島民後継者育成対策事業に対して支援を行った。 [業務実績報告書93頁参照]	A	A		
(イ) 戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言の収集及び保存活動を支援する。	(イ) 元島民等により構成される団体が、元島民等が所有する貴重な北方領土関連資料を収集・保存する事業及び広く一般国民に伝えることを目的に収集した資料をホームページへ掲載するとともに、DVDを含む記録集や写真パネルを作成する事業に対し支援を行う。	これまでに収集保存した資料等のホームページへの掲載状況及びその編集及び保存等に対する支援の内容				法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。	千島連盟が実施した元島民等が保有している北方領土に居住していた当時(戦前)の白黒写真等の貴重な資料を収集・整理し、それらを抽出して記録集としてとりまとめるとともに、全国各地での北方領土返還運動の一環として、写真パネル展示等を行った事業に対して支援を行った。また、資料については、千島連盟のホームページに掲載している。 [業務実績報告書94頁参照]	A	A	A	

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
② 自由訪問に対する支援 元島民等により構成される団体が 行う北方四島へのいわゆる自由訪 問を支援するとともに、訪問する元 島民等に対し事前研修を実施す る。	② 自由訪問に対する支援 元島民等により構成された団体が 行う北方四島へのいわゆる自由訪 問を支援するとともに、訪問する元 島民等に対し事前研修を行う。その 際、実施した事業の実績を整理し た報告書を提出させる。	自由訪問の実施状況	法人から説明等を受け、分科会委員の 協議により判定する。				年間7回の訪問を計画し、全て計画 通り実施した。 [業務実績報告書94、95頁]	A	A	A	
		今後の事業に資する報告書の 提出を受けたか。	同上				報告書には、事業実施概要、訪問団 の手記、訪問地の地図等の記録がま とめられており、訪問者にとっては思 い出の記録集となった。訪問に参加で きなかった方々にとっては、ふるさとの 現状を知ることのできる貴重な報告書 となっているとともに、訪問参加者の希 望等も記されており、今後の事業実施 の参考に供するものとなっている。 なお、この報告書は、千島連盟各支 部に配付し、多くの元島民が閲覧でき るようにしている。 [業務実績報告書94、95頁参照]	A	A		
(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業											
「北方地域旧漁業権者等に対する 特別措置に関する法律」(昭和三十 六年法律第百六十二号)の趣旨に 則り、北方地域旧漁業権者等に対 する融資事業を効果的・効率的に 実施できるよう、以下のように努め る。		「独立行政法人の事務・事業 の見直しの基本方針」(平成 22年12月7日閣議決定)に基 づき、業務の効率化を図って いるか。	法人から説明等を受け、分科会委員の 協議により判定する。				平成22年3月から個人信用情報シ ステムの利用を開始しており、25年度に おいては同システム利用対象資金112 件の申し込み中1件について多重債 務状態にあることが判明するなどの効 果があった。なお、今後も同システ ムを活用し、将来の債権回収コストの抑 制に努めることとしている。	A	A	A	
① 融資制度の周知 融資の内容及び手続並びに借入 資格の承継制度の周知を図るた め、対象者が多く居住する地区で融 資説明・相談会を開催するととも に、機関紙等を活用した広報を実施 する。	① 融資制度の周知 融資対象者が多く居住する道内及び富山 県の10地区で、融資説明・相談会を開催す るとともに、協会のホームページ、広報紙「札 幌だより」や元島民等により構成される団体 の会合等を活用し、以下について周知の徹 底を図る。 ・融資内容及び手続の方法について ・生前承継及び同制度を補完する死後承継 について また、承継手続ができる可能性の高い世帯 に対し、別途ダイレクトメールを送り、手続を 促す。	説明・相談会は予定通り実施 されたか。	計 画 ど お り	—	—	計 画 を 下 回 る	融資内容等の周知や要望等の聴取 を目的とした融資説明会及び新規貸 付・生前承継手続等について個別対 応をする融資相談会を、当初予定し ていた対象者が多く居住する10地区に、 開催要請のあった2地区を加えた12地 区で13回開催(昨年実績15回開催)し た。 [業務実績報告書95頁参照]	A	A		
		説明・相談会には昨年度の実 績と比して十分な人数が参加 したか。	法人から説明等を受け、分科会委員に の協議により判定する。				・参加者数 473名(昨年553名) ・相談件数 92件(昨年131件) [業務実績報告書96頁参照]	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		融資制度の変更事項の周知徹底状況	計画どおり	—	—	計画を下回る	内閣府北方対策本部、千島連盟等の関係機関との連携を密にし、法対象者に対して、改正内容や融資制度について、ホームページへの情報の掲載などに加え、以下のとおり周知を図った。 ・リーフレットを法対象者に送付(7月3日 5,848名) ・死後承継者になり得る二世に対するダイレクトメールの発送(11月7日 999名) ・協会広報誌「北対協札幌だより」の送付(1月6日 5,591名)等 また、融資説明・相談会、関係機関実務担当者会議、千島連盟支部長・推進員融資業務研修会等の機会を利用して融資制度の周知徹底に努めた。 [業務実績報告書96頁参照]	A	A	A	
② 関係金融機関との連携強化 制度利用の円滑化を図るため、関係金融機関(転貸・委託貸に関わる金融機関をいう。)との連携を一層強化する。	② 関係金融機関との連携強化 制度利用の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関との連携を一層強化する。 ○ 漁業協同組合担当者会議(4月 札幌) ○ 関係機関実務担当者会議(4月 札幌)	会議の開催実績	計画どおり	—	—	計画を下回る	関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にし、融資業務の拡充と一層の円滑化・制度利用の促進を図るために、以下の会議を予定通り開催した。 「漁業協同組合担当者会議(漁協担当者会議)」では、漁協組合員の法対象者が生前・死後承継について相談するケースが多いことから、この手続きについて特に丁寧に説明し、理解を深めた。 [漁業協同組合担当者会議] [開催月日] 平成25年4月19日 [出席者] 根室管内等漁業協同組合等 20名 [協議事項] ・業務方法書等の一部改正について ・借入資格の承継手続きについて 等 [関係機関実務担当者会議] [開催月日] 平成25年4月19日 [出席者] 転貸組合、委託金融機関、関係市町村(根室市等)、内閣府、水産庁、北海道、千島連盟等 35名 [協議事項] ・平成24年度貸付業務経過報告 ・平成25年度貸付計画について ・業務方法書等の一部改正について ・借入資格の承継について 等 [業務実績報告書97頁参照]	A	A	A	

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		関係金融機関との連携により制度利用の円滑化は進んでいるか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				関係金融機関との定例的な会議のほかに、必要に応じて関係金融機関を訪問し、協会からの情報を提供するとともに、利用者ニーズの把握や取扱機関の要望・意見により改善を図るため、次のとおり制度利用の活性・円滑化に努めた。 ・平成25年10月 根室管内8漁協及び大地みらい信用金庫との業務打合せ	A	A		
③ 事業結果の分析・検証 融資実績から得られる利用者の属性や、資金使途・金額等を分析・検証することとし、法の趣旨に照らして融資メニューの見直しを検討する。	③ 事業結果の分析・検証 融資実績から得られる利用者の属性や、資金使途・金額等を分析・検証することとし、必要に応じて融資メニューの見直しを検討する。	融資メニューの見直しの実施状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				今中期目標期間における融資メニューの見直しの実施に向け、ニーズ分析に用いるべき集計項目を検討・決定し、データ収集を開始した。 [業務実績報告書97頁参照]	A	A	A	
④ 融資資格承継の的確な審査 融資資格の承継手続を行う際には、法の趣旨に照らして、引き続き的確な審査を実施する。	④ 融資資格承継の的確な審査 法の定める承継要件の確認を戸籍謄本等の公証やその他必要書類を申し受けることにより確実にを行い、引き続き的確な審査を実施する。	融資資格承継の的確な審査の実施状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				戸籍謄本等の公証やその他必要書類に基づいて要件確認を実施した。 [業務実績報告書97頁参照]	A	A	A	
⑤ リスク管理債権の適正な管理 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を適時的確に講ずることにより、債権の回収に努めるとともに、生活資金、更生資金、修学資金、住宅資金(うち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金)については、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持する。	⑤ リスク管理債権の適正な管理 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を的確に講ずることにより、債権の回収に努める。また、更生、生活、修学、住宅(うち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金)の各資金については、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持するとともに、個人情報システムを活用し、より正確な情報把握に努める等、リスク管理債権を以下のとおり適正に管理する。なお、個人情報の適切な管理が図られるよう、引き続き留意する。	借入者の返済能力、資金効果等を勘案しつつ審査を行っているか。	同上				事業資金については過去の生産高・収支実績と資産、負債の状況を把握し、資金の必要性や資金効果を重点に審査を行っている。 生活資金については、特に資金の必要性と資金使途が明確であるか(目的外利用防止)を注視し、年齢、勤務先、収入、家族構成などによる世帯の可処分所得を重点に審査を行っている。 資格者の高齢化が進んでおり、借入者が高齢の場合には保証条件を強化するなど、債権保全を図っている。 収入、資金使途など通常審査によりがたい案件については、債権管理担当者、貸付担当者、貸付統括者で合議し審査を行っている。	A	A		
		信用リスクの管理が的確に行われているか。	同上				信用リスクの管理は「延滞債権督促マニュアル」に基づき、25年度も電話・文書督促に加え、実態調査を24件、民事調停を3件実施し、管理・回収に努めた。 1ヶ月以上の延滞先については、個別対象者の管理カードを作成し、督促記録や対象者の就業状況等を記録して管理し、債権回収に有効に活用している。 [業務実績報告書97～100頁参照]	A	A	A	
		時効で消滅した債権はないか。	無	—	—	有	時効中断については、時効中断管理簿により、時効期日と時効中断を適切に管理しており、時効によって消滅した債権はない。	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		破綻先債権の管理は適切か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				破綻先債権の管理については、破産手続の債権届出等、相手弁護士との情報を密にし適切に対処している。また、連帯債務者・連帯保証人と協議を行い債務承認と返済約定書の徴収に努めている。 [業務実績報告書97～100頁参照]	A	A		
		個人情報の適切な管理の取組状況	同上				管理グループに1名、融資グループに2名の個人情報取扱主任者を配置し、個人情報の適切な管理に努めており、今年度は2名を研修会に参加させた。 [業務実績報告書97、98頁参照]	A	A		
	(ア) 貸付残高に占めるリスク管理債権額の割合(リスク管理債権比率)を全国預金取扱金融機関の23年度末平均比率3.02%以下に抑制する。	左記項目(ア)についてリスク管理債権額の割合(リスク管理債権比率)が全国預金取扱金融機関23年度末平均比率3.02%以下に抑制されているか(経済全般の状況も勘案して評価する。)	達成	—	—	未達成	25年度末のリスク管理債権比率は1.70%で、計画の3.02%以下を達成した。 (リスク管理債権比率の推移) (H21) (H22) (H23) (H24) (H25) 1.95% 2.04% 1.92% 1.93% 1.70% (参考) 他金融機関のリスク管理債権比率 ・都市銀行 1.69% ・地域銀行 2.91% ※平成25年9月末時点(出所:金融庁HP)	A	A	A	
		近年のリスク管理債権比率の推移を踏まえた抑制に向けた対策が適切にとられているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				リスク管理債権の抑制に向けた対策として、電話督促、文書督促、実態調査を実施するなど積極的な管理・回収に努め、リスク管理債権総額は、昨年度末に比べ10,721千円減少した。 また、リスク管理債権額の抑制に向けた取り組みとして、引き続き初期延滞者に対する督促を重点的に行なうとともに、一層の縮減を図るため、新規貸付の際には、個人情報情報システムを活用し、多重債務者の把握に努めている。	A	A		
	(イ) 更生・生活資金のリスク管理債権の残高を前中期計画期間中の目標額の90%以下(29,692千円以下)に抑制する。	左記項目(イ)について更生・生活資金のリスク管理債権額の状況	90%以下	90%超 95%以下	95%超 100%以下	100%超	25年度末の更生・生活資金のリスク管理債権額は6,726千円であり、計画の22.7%まで縮減することができた。 (計画は29,692千円) [業務実績報告書97～100頁参照]	A	A	A	
	(ウ) 修学資金については、新規及び更新契約時に成人に達した修学者と連帯債務契約を締結(対象者の80%を達成目標とする)し、債権保全を強化する。	左記項目(ウ)について連帯債務契約の締結が達成目標通りの水準になるなど、修学資金の債権保全の強化がなされたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				修学資金について、新たに成人に達した就学者の全員について、連帯債務契約を締結し、計画の80%を上回る100%の連帯債務契約率を実現し、債権保全の強化がなされた。 [業務実績報告書97～100頁参照]	A	A	A	

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
	(I) 住宅資金のうち増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金のリスク管理債権の残高を前中期計画期間中の目標額の90%以下(46,141千円以下)に抑制する。	左記項目(エ)について住宅資金(うち増改築等)のリスク管理債権額の状況	90%以下	90%超 95%以下	95%超 100%以下	100%超	住宅資金のうち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金の25年度末のリスク管理債権額は21,707千円であり、計画の47.0%まで縮減した。(計画は46,141千円) [業務実績報告書97~100頁参照]	A	A	A	
	④ 融資業務研修会の開催 元島民等により構成される団体の支部長、推進員等を対象に、融資制度の内容や管理回収状況及び法改正について、正確な情報を提供し理解を深めてもらうため融資業務研修会を開催する。	融資業務研修会開催実績	計画どおり	—	—	計画を下回る	元居住者等で構成された団体である千島連盟の支部の代表者等と、融資業務実績及び融資計画、借入資格等全般について、理解の進行と意見交換を目的として下記研修会を予定通り開催した。 [支部長・啓発推進員融資業務研修会] [開催月日] 平成25年5月28日 [出席者] 連盟本部、支部等 44名 [協議事項] ・平成24年度貸付業務経過報告 ・平成25年度貸付計画について ・業務方法書の一部改正について ・借入資格の承継について 等 [業務実績報告書100頁参照]	A	A	A	
		研修会開催による参加者の理解度	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				業務方法書の改正内容と借入資格の承継手続きについて重点的に説明した。活発な質疑応答により参加者の理解は深まった。 [業務実績報告書100頁参照]	A	A		
⑥ 法人資金の停止 引き続き法人資金の貸付を停止する。	⑤ 法人資金の停止 引き続き法人資金の貸付を停止する。	法人資金の貸付を停止しているか。	停止	—	—	実行	平成20年度以降、取り扱いを停止している。 [業務実績報告書100頁参照]	A	A	A	

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画											
別紙	別紙	予算、収支計画、資金計画どおりに事業が執行されているか。執行状況と残高内容、当期損益と欠損状況は適正か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。	別紙				A	A		
		一般管理費比率、人件費比率等を明らかにしているか。	同上	[一般管理費比率] ・北対協 18.4% ・一般業務勘定 13.6% ・貸付業務勘定 55.0% [人件費比率] ・北対協 15.7% ・一般業務勘定 11.8% ・貸付業務勘定 45.5% [交流等支援経費] ・援護事業関係 213,447千円 ・県民会議等関係 254,475千円 ・北方四島交流関係 94,489千円 [旅費交通費] (一般業務勘定/業務経費) ・四島交流関係旅費 33,177千円 ・現地研修会等旅費 21,157千円 ・援護関係旅費 3,447千円 ・大会、研修会講師等派遣旅費 2,422千円 ・スピーチコンテスト旅費 2,404千円 ・推進委員全国会議旅費 2,387千円 ・業務打合せ旅費 2,291千円 ・県民会議代表者全国会議旅費 2,154千円 ・全国啓発イベント旅費 2,027千円 ・えとぴりか巡回研修旅費 1,408千円 ・教育者会議旅費 1,326千円 ・北方少年交流旅費 1,076千円 ・ブロック事業出席旅費 592千円 ・青少年現地視察同行旅費 433千円 ・幹事県会議旅費 350千円 ・学生研究会旅費 212千円 ・啓発施設設備整備旅費 193千円 ・その他(ポスター、標語審査等) 2,023千円 [貸付業務勘定/業務旅費] ・関係機関担当者会議及び融資説明等旅費 3,988千円				A	A	A	

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		流動資産の管理・運用について、資金運用計画等は策定されているか。	同上				一般業務勘定では予算執行計画、貸付業務勘定は資金繰予定表を作成している。 また、貸付業務勘定では、毎月、内部で資金繰会議を開催して適切な管理・運用を行っている。 余裕金の運用に当たっては通則法第47条に規定されている金融機関へ預け入れるとともに、貸付業務勘定においては貸付金原資として運用している。	A	A		
		流動資産の管理・運用について、適切に資金は管理されているか。	同上				管理面では契約担当役と出納命令役、出納役の兼職を禁止することにより内部統制を図るとともに、金融印と通帳を分離管理、金庫内の現金は規定に準じて必要最小限の額としている。	A	A		
4. 短期借入金の限度額											
【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。	【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。	短期借入金の借入を行うこととした理由、その用途は適正か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				該当なし [業務実績報告書106頁参照]	-	-	-	
		短期借入金の金額は適正か。	同上				該当なし [業務実績報告書106頁参照]	-	-		
【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14億円とする。	【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14億円とする。	短期借入金の借入を行うこととした理由、その用途は適正か。	同上				実際の資金繰り状況に合わせて効率的に資金調達をするために長期借入金(無担保扱い)をするまでの「つなぎ資金」として借り入れた。 [業務実績報告書106頁参照]	A	A	A	
		短期借入金の金額は適正か。	同上				資金計画では13億1,000万円の借り入れを予定していたが、実績では、資金繰り上最低限必要であった7億9,000万円を借り入れた。 [業務実績報告書106頁参照]	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画											
該当無し	該当無し	—	—				該当なし [業務実績報告書106頁参照]	—	—	—	
6. 重要な財産の処分等に関する計画											
低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。	低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。	担保の差し入れ先の選定は妥当か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。	[差入れ先] 基金資産10億円については、北洋銀行4億円、北海道信漁連2.5億円、信金中央金庫1.5億円、三菱東京UFJ銀行1億円、大地みらい信用金庫1億円と、それぞれ担保に供しており、低利な資金調達を可能としている。 何れの金融機関も融資取引があり、借入金との相殺が可能であることから適当であると考えている。 [業務実績報告書106頁参照]			A	A	A		
		担保の提供方法は妥当か。	同上	担保差入額を超える借入をしていることから根担保(根質)としている。 [業務実績報告書106頁参照]			A	A			
		低利な資金調達が可能となっているか。	同上	担保差入相当額の範囲の長期借入金(有担保扱い)については、預け入れ利率プラス0.5%という低利率が適用されている。			A	A			
7. 剰余金の使途											
剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。	剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。	剰余金の使途は適正か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。	該当なし [業務実績報告書106頁参照]			—	—	—		
8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項											
(1) 施設及び設備に関する計画											
下記の北方領土啓発施設について必要な改修を行う。	(1) 施設及び設備に関する計画 下記の北方領土啓発施設について必要な改修を行う。	羅臼国後展望塔につき、必要な改修を行ったか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。	羅臼国後展望塔の改修について、設計業務は計画どおり25年8月に完成させ、一般競争入札(2回)を行ったが、応札者がなく、指名競争入札に切り替えたが、いずれも、東日本大震災の復興等の影響による道東地域の人手不足、特に本工事に必要な技術者が不足していることから、不調となり、工事可能な年内に工事を終了することが困難な状況になった。また、同年8月から11月にかけて道東地区は暴風雨警報等が例年になく発せられるなどの異常気象となり、道東地区は大きな被害を受けたことを踏まえ、地元関係者と協議した結果、安全性等を再検討し設計等を見直す必要があるとの結論に至り、関係府省の了解を受け、26年度に予算を繰り越し、改めて改修を行う。 [業務実績報告書106頁参照]			—	B	B		

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
(2) 人事に関する計画							7				
<p>① 方針 職員の適性を的確に把握し、適性に 応じた人員配置を行う。 業務上必要な研修に積極的に参加 させ、職員の能力開発を図るなど、 業務上必要な知識・技術の向上を 目指す。特に、職員のロシア語習得 の推進に努め、職員を採用する際 にはロシア語のスキルを考慮した募 集を行うこと等の措置を講じるもの とする。</p> <p>② 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、期首を上 回らないものとする。 (参考1) 1) 期首の常勤職員数 17 人 2) 期末の常勤職員数 17 人 (参考2) 中期計画期間中の人件費 総額 中期目標期間中の人件費総額見込 み 【法人単位】937 百万円(非常勤役 員報酬を除く)</p>	<p>職員の適性を的確に把握し、適材適所の 人員配置に努める。業務上必要な研修に積 極的に参加させ、職員の能力開発を図るな ど、業務上必要な知識・技術の向上を目指 す。特に、職員のロシア語習得の推進に努 め、職員を採用する際にはロシア語のスキル を考慮した募集を行うこと等の措置を講じる ものとする。</p>	職員の適性に 応じた人員配 置	法人から説明等を受け、分科会委員の 協議により判定する。	事業の充実、多様化に備え、柔軟で 流動型(フラット)の組織を目指し、組 織の見直し、両勤定間の連携強化及 び効果的、効率的事業の推進のため の検討を行った結果、平成17年4月に 組織規程の改正を行い課制(事務局 総務課を除く)を廃止し、スタッフ制を 採用しており、職員の適性を見極めな がら、人員配置を行うよう努めた。 [業務実績報告書106、107頁参照]				A	A	A	
		職員の各研修会への派遣	同上	組織見直しの結果によるスタッフ制 の導入を受け、より機能的な組織運営 及び業務遂行能力の一層の向上を図 るためには職員一人一人の能力向上 が欠かせないことから、各種研修会に 職員を積極的に派遣し、職員の能力 の向上を図った。その結果、研修で学 んだことを活かすことにより、業務 効率を高めることができた。 [業務実績報告書107～111頁参照]				A	A		
		ロシア語スキルを考慮した職 員募集を行うなど、職員のロ シア語習得を進めたか。	同上	ロシア語が堪能な職員を新たに採用 した。 [業務実績報告書106、107頁参照]				A	A		
(3) 中期目標期間を超える債務負担											
中期目標期間中の業務を効率的 に実施するために、次期中期目標 期間にわたって契約を行うことがあ る。	中期目標期間中の業務を効率的に実施す るために、次期中期目標期間にわたって契 約を行うことがある。	中期目標期間にわたっての 契約状況	法人から説明等を受け、分科会委員の 協議により判定する。	該当なし [業務実績報告書111頁参照]				-	-	-	
(4) 情報セキュリティ対策											
政府の方針を踏まえ、情報セキュ リティ対策の向上を図る。	政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対 策の向上を図る。	情報セキュリティ対策の実施 状況	法人から説明等を受け、分科会委員の 協議により判定する。	情報セキュリティポリシーを策定し、 情報セキュリティ水準を引き上げるとと もに、職員に対し情報セキュリティに関 する研修を行い、意識の向上に努め た。 [業務実績報告書111頁参照]				A	A	A	